

# 4K・8K時代に向けたケーブルテレビの 映像配信の在り方に関する研究会

平成29年11月28日(火)

事務局資料

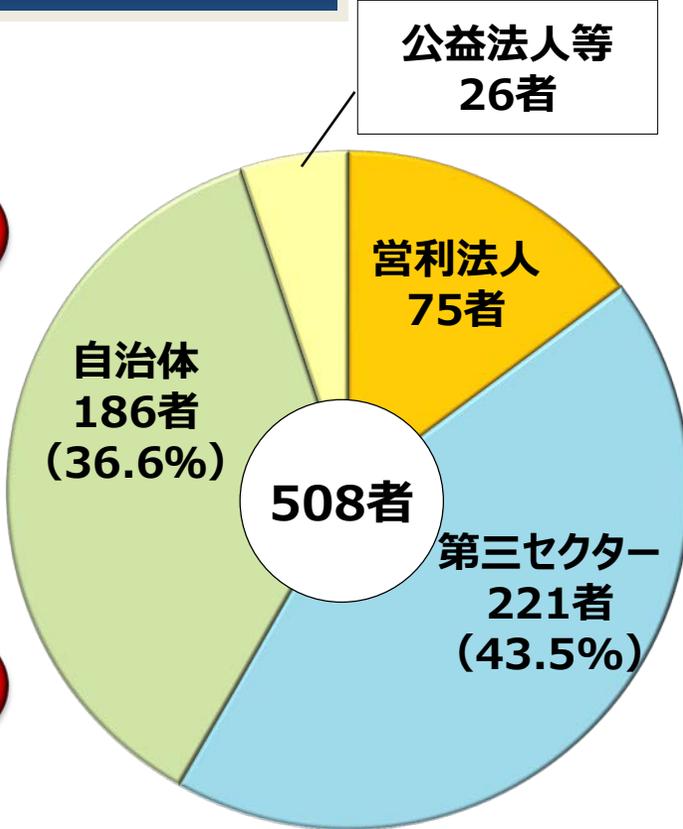
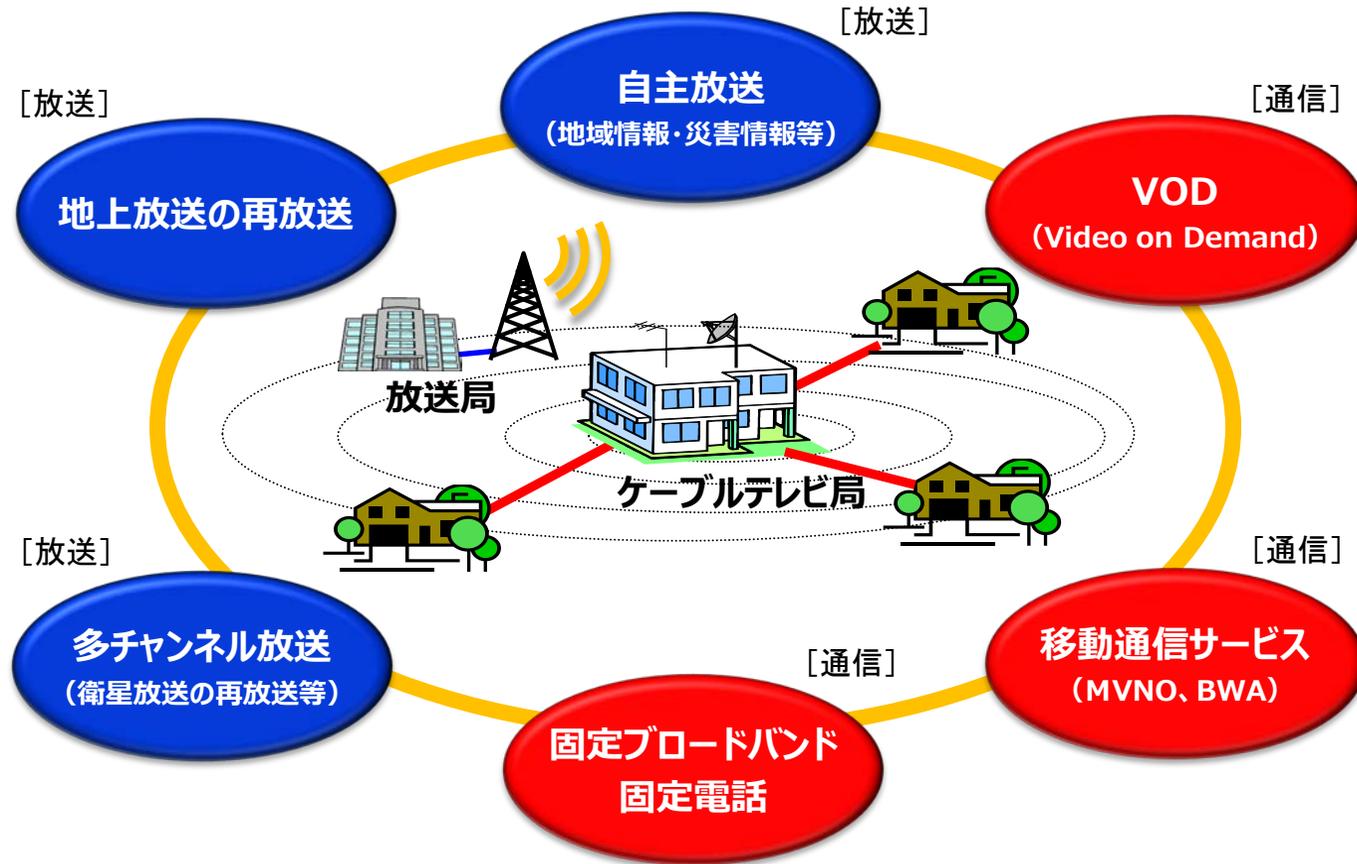
(参考資料)

# ケーブルテレビの概要

- ケーブルテレビは、約60年前に地上放送の再放送から発足し、
  - ・ 地域情報・災害情報等を提供する**自主放送**、**多チャンネル放送**など、「**放送サービス**」を拡大するとともに、
  - ・ 大容量・双方向型のネットワーク等を利用して、固定ブロードバンドや移動通信サービスなどの「**通信サービス**」など、多様なサービスを提供する**地域の総合情報メディア**として発展。

## ケーブルテレビの主なサービス

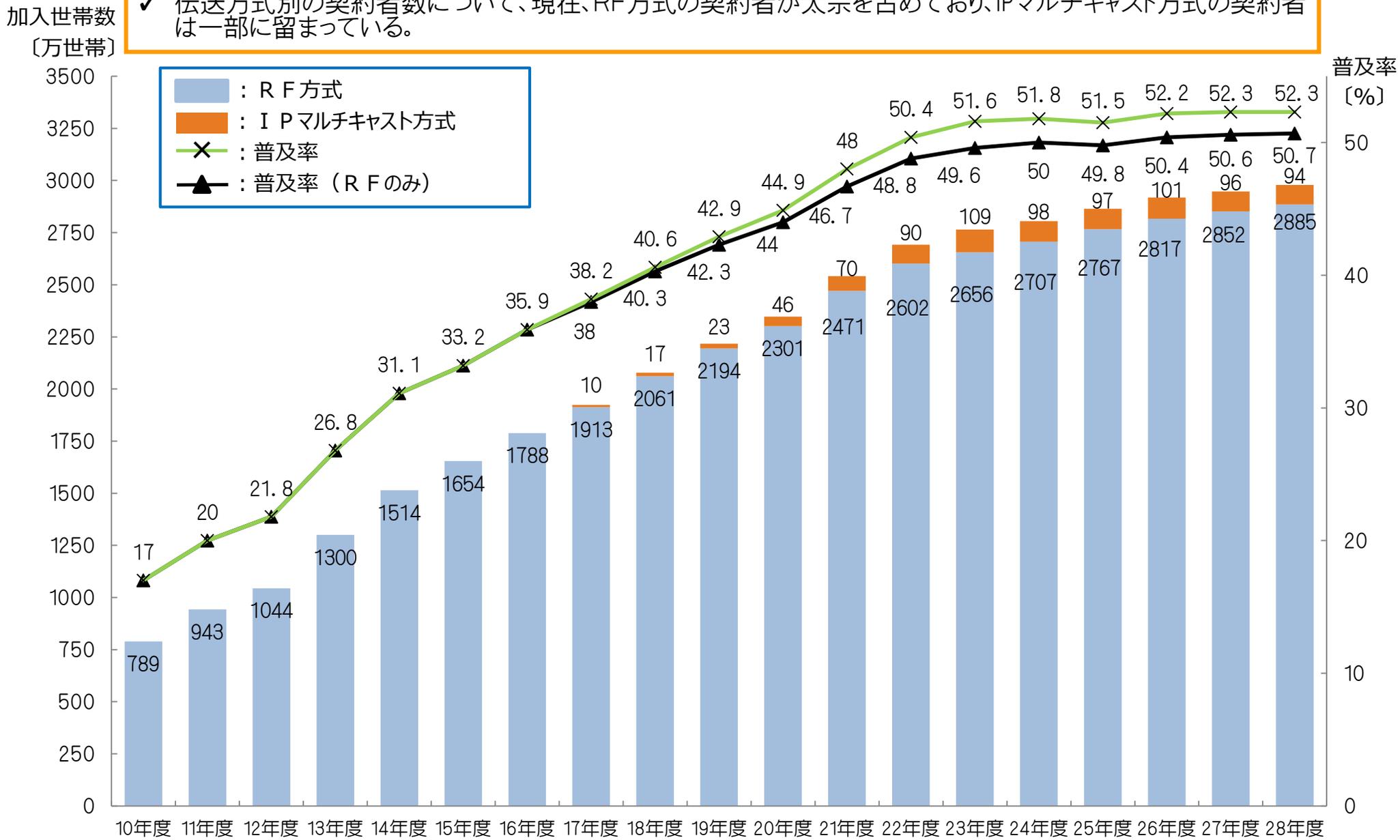
## 事業者数 (計508者)



※平成29年3月末  
※自主放送を行う登録有線一般放送事業者

# ケーブルテレビの加入世帯数について

- ✓ ケーブルテレビ加入世帯数は年々増加し、平成29年3月末には約2,980万世帯、普及率は52.3%に達している。
- ✓ 伝送方式別の契約者数について、現在、RF方式の契約者が太宗を占めており、IPマルチキャスト方式の契約者は一部に留まっている。



放送の業務(ソフト)は放送法、設備の設置(ハード)は電波法等により規律

**基幹放送**  
 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送

(具体例)  
 ○地上基幹放送  
 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送)  
 ○移動受信用地上基幹放送  
 (V-High/V-Lowマルチメディア放送)  
 ○衛星基幹放送(BS、110度CS)

**一般放送**  
 基幹放送に該当しない放送

放送エリア: 広い  
 視聴者への影響: 大きい

(具体例)  
 ○124/128度CS  
 (テレビ、ラジオ)  
 ○ケーブルテレビ(大規模)

放送エリア: 狭い  
 視聴者への影響: 小さい

(具体例)  
 ○有線ラジオ  
 ○エリア放送  
 ○ケーブルテレビ(小規模)

基幹放送事業者
電波法に基づく「免許」(地上テレビ、ラジオ等) 又は放送に基づく「認定」(衛星基幹放送等)

一般放送事業者	
放送法に基づく「登録」	放送法に基づく「届出」

## 放送法（抄）

（定義）

第2条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

- 一 「放送」とは、公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第2号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるものを含む。）をいう。

### ① 「公衆」について

- 「公衆」とは、不特定多数の者をいう。特定の者を対象とするもの（中略）は、放送ではない。契約当事者のみを対象とする有料放送であっても、その契約が全ての人に開放されている限り公衆概念に適合する。（放送法逐条解説（改訂版））
- 通信の相手方が「特定」されていないのが公衆に対する通信である。したがって、通信の相手方の特定性について検討することにより公衆に対する通信であるか否かを判断することができる。（「通信と放送の境界領域的サービスに関する研究会」中間報告（平成元年2月））
- 通信の相手方が特定しているためには、送信者と通信の相手方との間の特定の関係あるいは通信の相手方に特定の属性が存在しており、通信の相手方が不特定多数に及ぶものではないこと、しかもこうした特定の者を通信の相手方としようとする送信者の意図が、送信者の主観のみではなく客観的に認められることが必要である。（同 中間報告）

### ② 「直接受信されることを目的とする」について

- 「直接受信されることを目的とする」とは、直接公衆によって受信されることを目的とするものをいう。（放送法逐条解説（改訂版））
- 「直接」とは、送信者と受信者の間の第三者が介在しない形態をいい、間接に公衆によって受信されるもの（中略）は、放送ではない。なお、ここでいう「第三者」とは、チャンネルの確保、情報の取捨選択、情報の編集等を行う（又はそれを行いうる）者をいい、放送事業者が伝送路の一部を電気通信事業者から調達するとしても、当該電気通信事業者は、単に媒介しているに過ぎず、第三者に該当しない。（放送法逐条解説（改訂版））
- 「目的」とは、送信者の意図を指すものであるが、単に送信者が公衆によって直接受信されることを意図しているだけでは足りず、外形的事実においてもそのことが明らかでなければならない。（放送法逐条解説（改訂版））

## 一般放送の業務の登録等

- 一般放送の業務を行おうとする者は、当該業務に用いる有線電気通信設備の規模等に応じて、総務大臣の登録を受け、又は総務大臣等に届け出なければならない【法第126条、127条、133条】

- 引込端子数: 501以上: 登録【規則第133条】  
51以上500以下: 届出【規則第141-2条】  
50以下: 不要【規則第214条】

### 登録の拒否:【法第128条】

- ・放送法に規定する罪で罰金以上の刑に処され、その執行を終る等した日から二年を経過しない者
- ・登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- ・業務を適確に遂行するに足る技術的能力を有しない者
- ・技術基準に適合する電気通信設備を権原に基づいて利用できない者 等

## 登録一般放送事業者

- 業務の開始・休止【法第129条】、承継【法第134条】、業務の廃止等【法第135条】の届出
- 変更登録(一般放送の種類、電気通信設備、業務区域)【法第130条】
- 設備を技術基準に適合するように維持【法第136条】
  - ・設備の損壊又は故障により、一般放送の業務に著しい支障を及ぼさない
  - ・設備を用いて行われる一般放送の品質が適正である
- 重大事故の報告【法第137条】

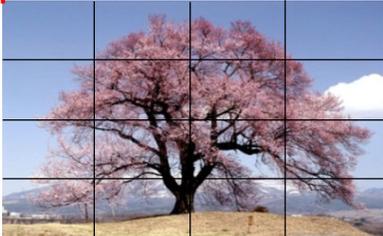
## 総務大臣等の権限

- 登録の取消し【法第131条】、抹消【法第132条】
- 設備の改善命令【法第138条】、設備に関する報告及び検査【法第139条】
- 受信障害区域における再放送【法第140条】、改善命令【法第141条】、あっせん及び仲裁【法第142条、143条】、裁定【法第144条】

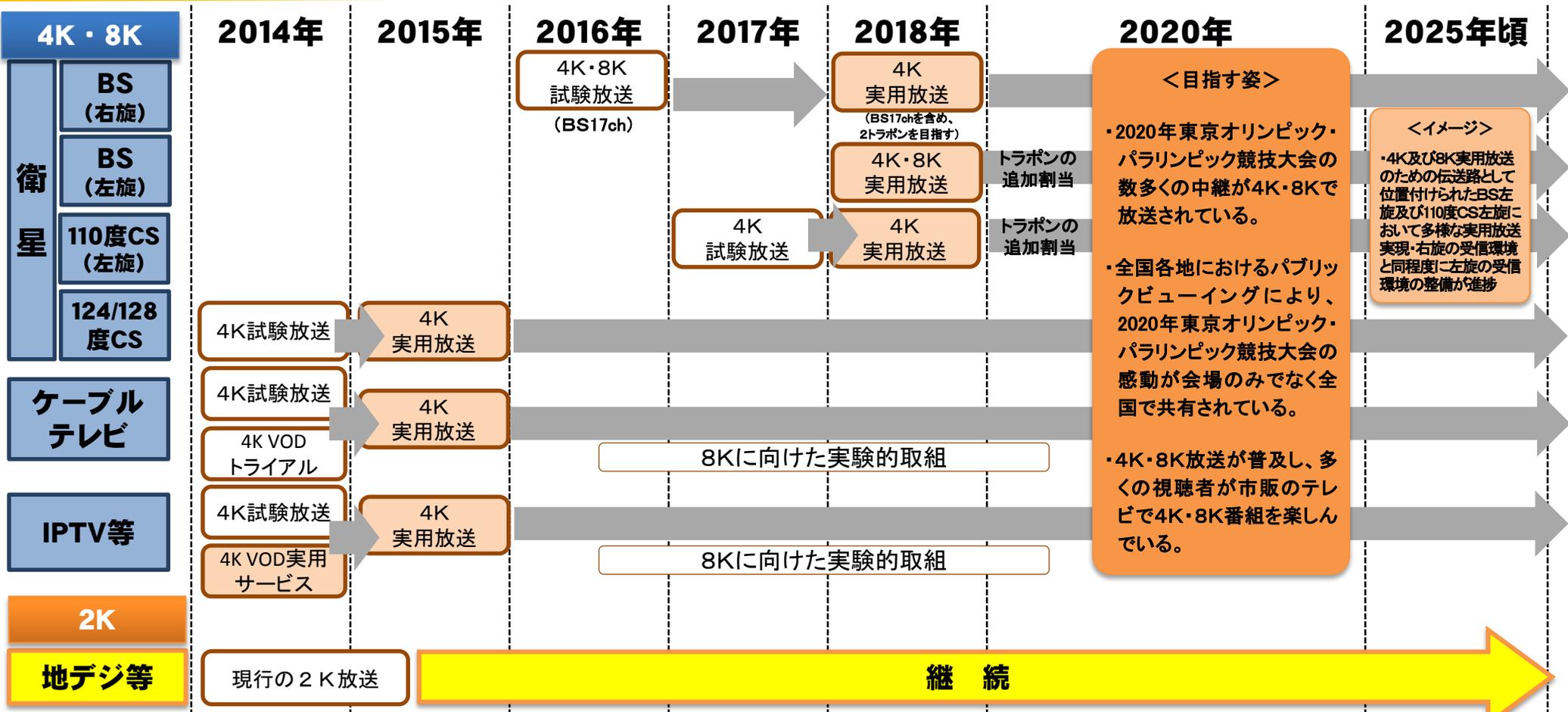
## その他

- 再放送: 他の放送事業者の同意【法第11条】
- 有料放送: 提供義務【法第148条】、休廃止に関する周知【法第149条】、提供条件の説明【法第150条】、苦情等の処理【法第151条】等

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

	解像度	画面サイズ(例)	実用化状況
2K	 <p>約200万画素  <math>(1,920 \times 1,080)</math>  <math>= 2,073,600</math>                      約2,000 = 2K</p>	32インチ等 	テレビ (HDTV: 地デジ等)
4K	<p>2Kの4倍</p>  <p>約800万画素  <math>(3,840 \times 2,160)</math>  <math>= 8,294,400</math>                      約4,000 = 4K</p>	50インチ等 	映画・実用放送・ VOD (デジタル制作・配信)
8K	<p>2Kの16倍</p>  <p>約3,300万画素  <math>(7,680 \times 4,320)</math>  <math>= 33,177,600</math>                      約8,000 = 8K</p>	85インチ等 	試験放送 (2016年8月開始)

# 4K・8K推進のためのロードマップ～第二次中間報告（2015年7月）



**4K・8Kの普及に向けた基本的な考え方 ～2K・4K・8Kの関係**

- 新たに高精細・高機能な放送サービスを求めない者に対しては、そうした機器の買い換えなどの負担を強いることは避ける必要がある
- 高精細・高機能な放送サービスを無理なく段階的に導入することとし、その後、2K・4K・8Kが視聴者のニーズに応じて併存することを前提し、無理のない形で円滑な普及を図ることが適切

(注1) ケーブルテレビ事業者がIP方式で行う放送は「ケーブルテレビ」に分類することとする。  
 (注2) 「ケーブルテレビ」以外の有線一般放送は「IPTV等」に分類することとする。  
 (注3) BS右旋での4K実用放送については、4K及び8K試験放送に使用する1トランスポンダ(BS17ch)を含め2018年時点で割当て可能なトランスポンダにより実施する。この際、周波数使用状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、使用可能なトランスポンダ数を超えるトランスポンダが必要となる場合には、BS17chを含め2トランスポンダを目指して拡張し、BS右旋の帯域再編により4K実用放送の割当てに必要なトランスポンダを確保する。  
 (注4) BS左旋及び110度CS左旋については、そのIFによる既存無線局との干渉についての検証状況、技術進展、参入希望等を踏まえ、2018年又は2020年のそれぞれの時点において割当て可能なトランスポンダにより、4K及び8K実用放送を実施する。  
 (注5) 2020年頃のBS左旋における4K及び8K実用放送拡充のうち8K実用放送拡充については、受信機の普及、技術進展、参入希望等を踏まえ、検討する。

# 衛星による4K・8K実用放送の業務認定を受けた社

## BS右旋

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始予定日	番組の種別
1	(株)ビーエス朝日	BS朝日	7ch	平成30年12月1日	総合編成
2	(株)BSジャパン	BSジャパン	7ch	平成30年12月1日	総合編成
3	(株)BS日本	BS日テレ	7ch	平成31年12月1日	総合編成
4	日本放送協会 ※4K	NHK SHV 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
5	(株)BS-TBS	BS-TBS 4K	17ch	平成30年12月1日	総合編成
6	(株)ビーエスフジ	BSフジ	17ch	平成30年12月1日	総合編成

## BS左旋

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始予定日	番組の種別
1	SCサテライト放送(株)	ショップチャンネル	8ch	平成30年12月1日	ショッピング番組
2	(株)QVCサテライト	QVC	8ch	平成30年12月31日	ショッピング番組
3	(株)東北新社メディアサービス	映画エンタテインメントチャンネル	8ch	平成30年12月1日	映画
4	(株)WOWOW	WOWOW	12ch	平成32年12月1日	総合娯楽
5	日本放送協会 ※8K	NHK SHV 8K	14ch	平成30年12月1日	総合編成

## 110度CS(実用放送)

No	認定を受けた社	チャンネル名	周波数	放送開始予定日	番組の種別
1	(株)スカパー・エンターテイメント	スカチャン4K 1	9ch	平成30年12月1日	総合娯楽
2		スカチャン4K 2	9ch	平成30年12月1日	総合娯楽
3		スカチャン4K 3	11ch	平成30年12月1日	総合娯楽
4		スカチャン4K 4	11ch	平成30年12月1日	総合娯楽
5		スカチャン4K 5	19ch	平成30年12月1日	総合娯楽
6		スカチャン4K 6	19ch	平成30年12月1日	総合娯楽
7		スカチャン4K 7	21ch	平成30年12月1日	総合娯楽
8		スカチャン4K 8	23ch	平成30年12月1日	総合娯楽

※ 110度CS(試験放送)については、(一社)放送サービス高度化推進協会を周波数23chで認定。

- 4K・8K放送推進連絡協議会第3回（2017年11月2日（木）開催）において、4K・8K放送に関する周知・広報計画（アクションプラン）を取りまとめ。今後、関係団体・事業者は、本計画に沿って周知・広報に関する具体的取組を実施。

## 1. 一般向けの周知

### (1) 4K・8K放送の魅力・視聴方法の周知

#### ○ 関係業界全体による4K・8K放送の周知イベント

- ・ 2017年12月1日に、BS・東経110度CSによる4K・8K実用放送（以下「実用放送」という。）の開始1年前セレモニーを開催し、4K・8K放送の普及・推進に向けた関係者の決意を示すとともに、メディアを通じて1年後の実用放送の開始を広く周知・広報【（一社）放送サービス高度化推進協会（A-PAB）を中心に全構成員】

#### ○ 国際的なスポーツ大会等と合わせた周知

- ・ 国際的なスポーツ大会（平昌五輪、ロシアサッカーW杯等）の開催期間に、ショールーム等の一般の人の来場が見込めるスペース等において、4K・8K放送の魅力や視聴方法等の周知・広報を実施【民間放送事業者（ケーブル）、メーカー、家電量販店、電器店等】

#### ○ 業界ごとの特徴や強みを活かした周知

- ・ 2017年12月から実用放送の開始までの間に、4K・8K放送の魅力や視聴方法等を周知・広報するための番組等の放送を実施【NHK、民間放送事業者】
- ・ 2018年9月頃までに、同年12月からの実用放送の番組編成を発表【NHK、民間放送事業者（衛星）】
- ・ 2017年10月以降、家電量販店約3,200店舗、電器店約15,000店舗（目標）において、4K・8Kの魅力に触れる機会を広く提供するほか、受信設備や視聴方法等に関する周知・広報を実施【家電量販店、電器店、民間放送事業者（ケーブル）等】

#### ○ サービス呼称、ロゴ・マーク及び周知用素材の作成・利用

- ・ 2017年12月に、4K・8K放送に関するサービス呼称及びロゴ・マークを公表【A-PAB】
- ・ A-PABが作成するサービス呼称、ロゴ・マーク、リーフレット等を積極的に利用し、統一感のある周知・広報を実施【全構成員】

### (2) 4K・8K放送に関する相談対応

- ・ 2017年12月に、4K・8K放送に関する相談対応のための「4K・8K放送コールセンター（仮称）」を設置【A-PAB】

## 2. 関係業界内の取組

上記の取組について、関係業界内での情報共有や役割分担を記載

- 「日本再興戦略」(平成25年6月閣議決定)や「情報通信審議会答申」(平成26年12月)を踏まえ、2020年代に向けて、我が国の世界最高水準のICT基盤を更に普及・発展させ、経済活性化・国民生活の向上を実現するため、電気通信事業法、電波法と併せて、放送法の改正を実施(平成27年5月22日公布)。
- 放送法では、有料放送サービスの受信者の保護のため、① 書面交付義務、② 初期契約解除制度、③ 不実告知等の禁止、④ 勧誘継続行為の禁止、⑤ 代理店に対する指導等の措置について、新たな規定を整備。また、改正放送法の施行に伴う関係政省令等の整備に併せて、提供条件の説明義務の充実を図るため、⑥ 適合性の原則を導入。(電気通信サービスについても、電気通信事業法等において、これらと同様の改正を措置)
- これらの新たな制度は、平成28年5月21日に施行。また、有料放送サービスの具体的な消費者保護ルールの明確化等を目的にガイドラインを策定。

## ■ 提供条件の説明義務 (放送法第150条)

有料放送事業者及びその代理店に対し、契約の締結に際し、提供条件の概要の説明を義務付け(平成22年放送法改正により導入)

### □ 適合性の原則

(改正放送法施行規則第175条第6項)

有料放送事業者及びその代理店に対し、受信者の知識、経験等に照らして必要な程度及び方法による説明を行うことを義務付け

## ■ 書面交付義務

(改正放送法第150条の2)

契約の締結後に、個別の契約内容を容易に確認できるよう、有料放送事業者に対し、契約締結書面の交付を義務付け

## ■ 初期契約解除制度

(改正放送法第150条の3)

料金等が複雑で理解が困難といった特性があるサービスについて、受信者は、契約締結書面受領後等から8日間は、相手方の合意なく契約解除できる制度を導入

## ■ 苦情等処理義務

(放送法第151条)

有料放送事業者及び有料放送管理事業者に対し、受信者からの苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理することを義務付け(平成22年放送法改正により導入)

## ■ 不実告知等の禁止

(改正放送法第151条の2第1号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、料金などの受信者の判断に影響を及ぼす重要な事項の不実告知や事実不告知を禁止

## ■ 勧誘継続行為の禁止

(改正放送法第151条の2第2号)

有料放送事業者及びその代理店に対し、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨等の意思を表示した場合、勧誘を継続する行為を禁止

## ■ 代理店に対する指導等の措置(改正放送法第151条の3)

代理店による契約締結に関する業務が適切に行われるようにするため、有料放送事業者に対し、代理店への指導等の措置を義務付け